

2015年4月1日
UNISEC規14-30号

コンプライアンス規定

NPO法人 大学宇宙工学コンソーシアム

(総則)

第1条 この規定は、NPO 法人大学宇宙工学コンソーシアム(以下、UNISEC という)におけるコンプライアンスについて規定する。

(定義)

第2条 この規定において「コンプライアンス」とは、法令、社内規則及び企業倫理(以下「法令等」という)を遵守することをいう。

(経営方針)

第3条 UNISEC は、別に定める行動憲章に従い、コンプライアンスを経営の基本方針とする。

(従業員の責務)

第4条 従業員は、前条の基本方針をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

(従業員の禁止事項)

第5条 従業員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の従業員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の従業員の法令等に違反する行為を黙認する行為

(通報の義務)

第6条 従業員は、他の従業員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに UNISEC の理事長又は事務局長に通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第7条 UNISEC は第5条の規定に違反した従業員に対し、就業規則に従い懲戒処分等を行うことができる。

(免責の制限)

第8条 従業員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の従業員の指示・教唆により行ったこと

(4) UNISEC の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第9条 従業員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ理事長又は事務局長に相談しなければならない。

(コンプライアンス研修)

第10条 UNISEC は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

付 則

この規定は、平成27年4月1日より実施する。

UNISEC行動憲章

UNISECは3つのミッション「人材育成」「技術開発」「アウトリーチ」を掲げ、それぞれを相互リンクさせた活動を促進・支援しています。また、これらのミッションを貫くことで、長期的な社会貢献を実現できると考えています。これらの活動はコンプライアンスの実践が大前提です。

○ミッション

1. 人材育成

学生だけでなく、この活動に貢献するすべての人が成長できる機会を作ります。宇宙工学プロジェクトを通じて、

Unique	独創的で
Never-give-up	あきらめず
Innovative	別のやり方で
Sincere	誠実に
Energetic	元気いっぱい
Challenging	チャレンジする

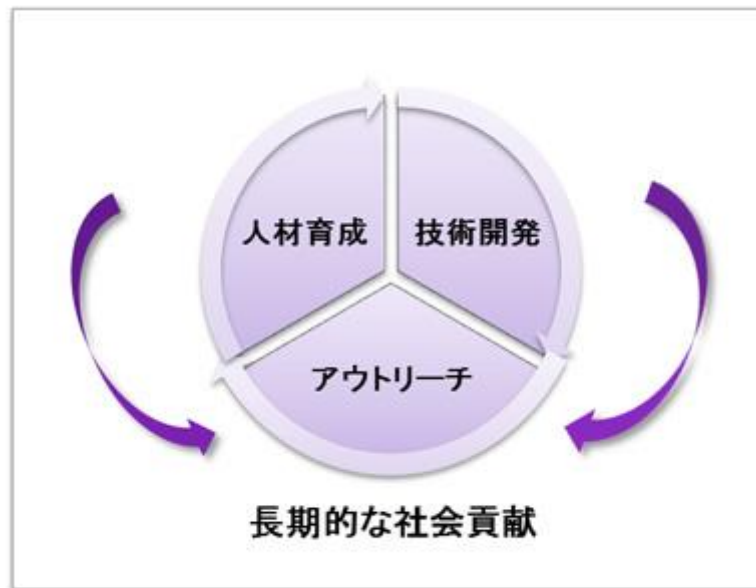
人材を育成し、支援する側と支援される側が思いやりをもって協働する中で、刺激しあい、智恵を出し合い、共に成長していきます。

2. 技術開発

宇宙開発の未来を切り開くための技術開発に挑戦する場を提供します。常識や前例に縛られない学生ならではのアイデアと実行力を大事にし、自主的なプロジェクトに対し、さまざまな支援を行います。また、技術交流・提携を促し、学生が互いに切磋琢磨していくことにより、小型衛星とロケットをはじめとする宇宙工学における技術シーズを発掘します。

3. アウトリーチ

私たちは、宇宙開発をより多くの方に知ってもらうための橋渡しをします。大学・高専の学生の活動を通して、宇宙技術開発の生の姿を伝え、また、より多くの方が開発に参加できるような道を模索します。また、大学・高専が各地域に分散している利点を生かし、それぞれの地域に根ざした、草の根的な活動を展開していきます。



○コンプライアンスを实践

私たちは、法令順守、社内規則を含む諸規範の順守、倫理・社会的良識に基づく行動をコンプライアンスと定め、これを实践することによって、社会からの信頼を得られるように努めます。